



令和5年度税制改正大綱のお知らせ

令和4年12月に、令和5年度の税制改正大綱が閣議決定されました。
今回は、所得税・資産税・消費税を中心に知っていただきたいポイントを抜粋してお知らせします。



所得税に係る改正

☆つみたてNISAの延長・拡充

令和6年1月以降より、つみたてNISAの年間の投資枠が40万円から120万円に拡大し、非課税保有期限の廃止及び非課税限度額が800万円から1,800万円まで拡大することになりました。

なお、つみたてと一般の両方を併用することができますが、非課税限度額は1,800万円（成長投資枠のみの場合は1,200万円）となります。

また、一般NISAの年間の投資枠が120万円から240万円に拡大し、非課税保有期限の廃止及び非課税限度額が600万円から1,200万円まで拡大することになりました。

☆空き家に係る譲渡所得の3,000万円控除の特例の延長・拡充

令和6年1月以降より、相続人居住用家屋の一定の譲渡又は被相続人居住用家屋とともに取得をした被相続人居住用家屋の敷地等に一定の譲渡をした場合において、被相続人居住用家屋が譲渡の時から譲渡の日の属する年の翌年2月15日までの間に耐震基準に適合することとなった場合、家屋を取り壊して全部を滅失した場合は、特例を適用することが出来ることとなりました。また、被相続人居住用家屋及びその敷地等の取得をした相続人の数が3人以上である場合の特別控除額を2,000万円とすることになりました。



資産税に係る改正

☆相続時精算課税制度の見直し

令和6年1月以降より、相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により財産を取得した場合、暦年贈与による基礎控除額110万円とは別に、110万円を控除することができるようになります。なお、特定贈与者の死亡により相続税の課税価格に加算される金額についても110万円を控除した残額になります。

☆暦年贈与による生前贈与加算の期間の見直し等

令和6年1月以降の贈与（令和5年以前の贈与は従来通り）より、相続等により財産を取得した者は、相続開始前7年以内（改正前は3年以内）に被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合は、贈与により取得した財産の価額（相続開始前3年以内に贈与により取得した財産以外の財産については、財産の価額の合計額から100万円を控除した残額）を相続税の課税価格に加算することになりました。

☆教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税の延長・見直し

契約期間中に贈与者が死亡した場合、贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるときは、受贈者が23歳未満である場合等でも、死亡の日における管理残額を、受贈者が贈与者から相続等により取得したものとみなすことになりました。その他、受贈者が30歳に達した場合等において、管理残額に贈与税が課されるときは、一般税率を適用することになりました。

なお、この適用は、令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る相続税・贈与税が対象になります。

消費税に係る改正

☆インボイス制度に係る小規模企業者の税額控除に関する経過措置

令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間中に、免税事業者が適格請求書発行事業者となった場合、その他一定の場合には、納付税額を売り上げに対する消費税額の2割とすることができるようになりました。



※内容に関するお問合せ・ご相談はひょうご税理士法人までお願いします。（担当：松本）